

平成 27 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 27 年 1 月 28 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（29 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	君
17 番	君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田真一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

3 番	川原昭雄君	6 番	森本文隆君
16 番	川峯正美君	17 番	川崎眞志男君
25 番	前田達也君	29 番	小堀田幸一君
35 番	池田裕之君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	倉田菊代
参事	藤崎眞二	主査	寺澤大介

4、議事日程

開 会

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議第 3 号 | 事業計画変更承認申請について |
| 日程第 5 | 議第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第 7 | 議第 6 号 | 非農地通知書交付申請について |
| 日程第 8 | 議第 7 号 | 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査について |
| 日程第 9 | | 報告事項について |

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 27 年第 1 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中にお疲れ様です。今日が今年最初の総会でございます。大変遅くなりましたけれど、明けましておめでとうございます。皆様にも輝かしい新年をお迎えのことと思います。今年が良い年になりますよう、お互い祈りながら頑張っていきたいと思います。今年も農業委員会では 7 月からは農地転用の権限移譲を受けることとなります。また、農業委員の改選もございますので、今年も慎重に緊張感を持って総会に諮っていきたくと思います。どうかよろしくお願い致します。

また、ブロック別の研修会に参加された方はご存知だと思いますけれど、県の農業会議より委員 1 人当たり 1ha 以上の農地集積の情報収集に取り組んでほしいと要請がっております。天草市の場合は農地の現状とかを 1 人 1ha というのは非現実的なので、可能な限り取り組ませていただきたいと思います。それでは本日もよろしくお願い致します。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 7 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、23 番、滝下清三郎委員、24 番、山田勝彦委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は岡山市の譲渡人より、志柿町の田 1,702 m²、畑 1,896 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人よ

り、五和町の畑2筆4,555㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、果樹を栽培される計画です。

3番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑1筆2,461㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、果樹を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。1番について説明致します。譲受人は30代で、これから農業をしたいという方です。家は農家でみかんを栽培しています。新規就農するのであれば譲渡人の土地を譲るとのことです。何も問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。場所は天草市役所五和支所から西へ1.5km程行ったところで、デコポン団地から少し離れたところです。現在申請地にはデコポンが植わっております。みかん栽培に取り組んでいるところでございますので、特別問題はないと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。3番について説明致します。申請地は手野の県道

から3km程山手へ入ったところです。譲受人は40代でみかんを頑張って作っておられます。現在申請地も屋根掛けのデコポンを作っておられます。なんら問題ないと思いますけれどもご審議の程よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本町の申請人は駐車場とするため、本町の田97㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に駐車場として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。まず場所ですが、本町にあります天草支援学校付近になります。周囲は宅地ばかりです。以前は畑として利用しておりましたが、10年程前法律に無頓着なため許可を得ず埋め立ててしまったとのことで始末書が添付されています。4台程の駐車場として使用する計画で、区長さんの同意をとってあります。スクリーンを見ますと、手前、向かって左の方は天草市の市道でございます。それとちょっと暗くなった所にクラッシュランを敷いてありました。周囲には迷惑掛からないし、別に問題はなかろうかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。佐伊津町の申請人は貸事業所とするため、本渡町の畑 621 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、就労支援事業の作業場、事務所と駐車場として転用したいというものです。場所は本渡町広瀬の北に位置します。資料④は2ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。既に整地し資材置場として利用してありますので、始末書が添付してあります。農産物の収納倉庫や選別や木工加工等の作業場として貸す予定です。給水は市水より、生活雑排水は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は自己所有の農地で特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきましてご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。本渡町の申請人は貸駐車場とするため、本渡町の畑 491 m²のうち 479.29 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、遊休農地を貸駐車場として転用したいというものです。場所は今釜橋の近くです。資料④は3ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。右側は市道で、奥の方は宅地造成地となっております。申請地は賃借契約してありましたが、契約が解除となり今後農地として管理ができないため今般嵩上げ造成工事を行い、20台分の貸駐車場として利用したいというものです。雨水は新設する敷地内側溝から道路側溝を利用されます。

特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。有明町の申請人は、植林し山林として管理したいため、畑2,089㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。4番について説明申し上げます。ただいま事務局の方から説明がありましたとおりでございますけれど、前方のスクリーンをご覧ください。場所は有明町下津浦の丸尾というところでございます。国道から約2km離れたところに申請地があります。一昨年の12月までデコポンを栽培していましたが、昨年の4月から5月にかけて全部伐採をしてあります。周囲は山林で、非常に日当たりも悪く所有者も体調不良のため申請地に杉苗を植えたいということでございます。周囲の同意と区長の同意もっておりますので、何も問題ないかと思致します。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の申請人は、住宅を建築したいため、五和町の畑1筆370㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。5番について説明致します。ただいま事務局の説明のとおりなのですが、申請地は「おおくす」という地域交流センターの近くになります。新しく住居を建てたいということで転用申請が出ています。区長の同意や始末書も添付しており、問題ないかと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。河浦町の申請人は、農業用倉庫を建築したいため、河浦町の畑1筆521㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に建築してあるため始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。6番について説明致します。場所ですが、河浦町に頭岳という標高465mの高い山がございます。その8合目辺りに1軒住宅がございます。その住宅の横の畑に倉庫を作るとの案件でございます。数十年前に建てたそうです。住宅については歳とって不便であるため下の集落に転居されています。倉庫については周囲に若干田畑がありますので、この倉庫をそのまま利用したいということでございます。今回農業者年金の手続きに絡んで転用許可手続きがなされていなかったということで、取り急ぎ手続きをされたわけでございます。生活雑排水や汚水はありません。雨水については倉庫下の田へ流すということで、何も周辺に迷惑が掛かるころではないと私は見て参りました。ご覧のとおり既に倉庫が建っていますので、始末書あるいは、行政区長の同意書が添えられています。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局の説明をお願いします。

○事務局(藤崎眞二君) 7番について説明します。有明町の申請人は、自宅の倉庫を建てたいため、畑200㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で許可できませんが、農地法施行規則第33条の第4号の規定にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できとなっております。一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に倉庫が建築してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番(本田実君) 38番、本田です。7番についてご説明致します。場所につきましては、国道324号線の沿いにある上津浦郵便局から中に入っていったところですが、倉庫については現在建っておりますので、始末書が添付されております。給水については市の水道を作物への散水用に引いています。倉庫ですので生活雑排水等はございませんが、雨水については地下浸透か自分の農地へとなっております。近所の同意や行政区長の排水同意もっております。それと事務局説明のとおり、既に倉庫が建って10数年経っておりますので、始末書も添付されておりますけれど、どうぞご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局の説明をお願いします。

○事務局(藤崎眞二君) 8番について説明します。五和町の申請人は、既存の水路を廃止し新たに整備したいため、有明町の田78.62㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。現地は、既に施工済みであるため始末書が添付されております。なお、本案件は、この後ご審議いただきます事業計画変更承認申請に該当する案件であることを申し添えます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。8番について説明申し上げます。ただいま事務局より説明のとおりでございますけれど、前方のスクリーンをご覧ください。写真にありますように昨年の6月の総会で転用見込みありと決定を受けた農地で、有明町小島子にある病院付近になります。理由につきましては、昨年転用許可を受けた後に、県の道水路担当から水路構造物は道路敷外に設置するよう指示があったため、面積を69.07㎡から78.62㎡に変えるものです。区長の同意書も添付しており、何も問題ないと思っておりますけれど、ご審議をよろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、事業計画変更承認申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 事業計画変更承認申請につきましては、平成26年第6回総会での議第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご審議いただきすでに許可されたものですが、先ほどの4条8番でご審議いただいた通り転用面積が増えたことによる事業計画変更承認申請がなされたものですので特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の事業計画変更の件につきまして、ご意見はありますか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので事業計画変更について承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。中村町の譲受人は駐車場とするため、中村町の譲渡人外2名から中村町の畑149㎡を売買により買い受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に一部造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、売買により取得し駐車場として転用したいということです。写真のとおり既に玉砂利を敷いてありますので、始末書が添付されています。申請地は申請者自宅の隣になります。市道と接しているため、申請地を自己駐車場と近隣住民への貸駐車場として転用したいというものです。雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思いますが、よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。東浜町の譲受人はデイケアサービス施設を建設するため、熊本市の譲渡人外4名から本渡町の田1,520㎡、畑2,442㎡を売買により買い受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は、第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、売買により取得し、老人介護デイサービス支援施設を建設したいということです。場所は本渡海水浴場付近になります。資料は10ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地は雑木林化していましたが、写真のとおり切り倒してあります。この写真の左の方が本渡海水浴場となっております。申請地は南向きの高台で、海水浴場が近く、便利な土地で福祉施設には最適な場所です。30数名収容の建物の予定で

す。給水は市水より、生活排水等は下水道へ、雨水は道路側溝を通じ既設排水路を利用されます。隣接同意書や排水同意書も添付してあります。なお、この案件は3,000㎡を超えていますので、県庁案件となり、また、開発行為の同意や里道の払い下げも協議中となっております。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。深海町の譲受人は、貸駐車場としたいため、新和町の譲渡人から、新和町の田4筆162㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。既に整地してあるため始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。3番について説明致します。新和町の田を深海町の譲受人へということですが、20年前にほ場整備に絡んだ県道敷きの農地でございましたが、換地をされないということでそのまま埋め立てをされたところです。そこを今回写真に写っている店舗の方が駐車場として貸してほしいという要望がありました。そういったことで20年前に売買は済ませてあります。始末書が添付されております。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第5号について説明します。資料②の5ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が15件、再設定の計画が6件、転貸の計画が2件合計で23件、総面積は106,118㎡となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が2件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、資料②の13ページ審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定23件につきまして質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議題6号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第6号について説明します。資料②の14ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、下浦町外2件、総面積は3,242㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1筆ごとにスクリーンで映します。その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②14ページの、1番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14ページの、2番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14ページの、3番、五和町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 以上について、説明のとおり認定することにご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番から3番までを山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議題7号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（倉田菊代君） 日程第8、議題7号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査につきまして、先日農業委員の皆様にご確認していただきましたけれども、申請していただいて選挙権有りが6,859件ありました。本日後ろの方に申請書及び名簿を用意させておりますので、もう一度確認をしていただきまして、これでよろしいかお伺いをしたいと思いますのでご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、地域毎に審査をしていただきます。名簿登載申請書及び職権による修正する者について審査を行ってください。よろしくお願い致します。

○事務局（倉田菊代君） 追加や削除がありましたら、事務局職員へお知らせください。

(各委員審査)

○議長（鶴田雄士君） それでは、再開します。ただいま地域毎に審査をしていただきましたが、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、これに基づき事務局にて整理調製して選挙管理委員会に提出します。

○議長（鶴田雄士君） 日程9、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましては、農地利用形状変更届けが有明町から1件あり、田を畑として利用するものでした。許可不要転用届は、ありませんでした。外に、有明町の統合小学校用地転用申請に係る進達について、平成26年第3回総会、議第13号5番農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可相当と可決されていたが、以下の理由により平成27年2月に進達します。通常であれば総会の翌月には県に進達するものでしたが、工事の計画が、平成27年6月からであったことから26年度後半に進達するよう県から指導があったためであります。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 1 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 庵下清三郎

署名委員 山田勝彦

